**注記（事業別財務諸表：債権特別回収・整理事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

事業の概要

大阪府債権の回収及び整理に関する条例に基づき、的確な債権の回収・整理を図るため、法律相談等に必要な経費を計上しています。